

=私たちの活動 4つの柱=  
 \*制度化と指導員の身分保障  
 \*専門性と仕事の確立  
 \*父母と共に学童保育運動の発展  
 \*全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

## ニュース学童保育

2020. 3. 5.  
 NO. 48 (臨時号)  
 全日本建設交運一般労働組合  
 全国学童保育部会 発行  
 編集：事務局

### すべてが 場当たりの対応

交渉は、「新型コロナウイルス」の対応に関する質問や要請からスタートしました。

「子どもの出席や受入れ状況が大きく変わることで予想される。そのことで補助単価が不利益にならないように、臨時的な措置をとる必要がある。また、開所に伴う財政措置では不十分、増額を。」と要求しました。厚生労働省は「2年前の大雨で被災した地域に、特別な措置をした。補助金申請の時期は年2回で、すでに終わっているが、クラブにとって一番大きい単価となるように対応した

3月4日、全国学童保育部会は、厚生労働省交渉を行い、学童保育の予算、制度の抜本的な引き上げを求めることにも、緊急で「新型コロナウイルス」に関する学童保育の対応について、公的保障で対応するように求めました。

# 新型コロナウイルス 公的保障で対応を求める



要求書を手渡す、立嶋部会長。

い」と回答しました。

(\*1参照)

こうしたやり取りを経て、学童保育の開所に関する政府の方針は、子どもたちの生活を考えない全てが場当たりのなものだ、と批判しました。

### 制度の弱さ、 明らかに

この間の新聞記事や各

自治体から発出されている学童保育所宛ての通知文書を示し、今の学童保育の基準や制度では、今回のような緊急事態に全く対応できず、さら

につぎはぎの政府方針で混乱がさらに深刻化していると指摘しました。

厚労省は「居場所が必要な子どもたちがおり、開設を要請した」と回答。

私たちは、学校には、保健室があり、養護教諭もいるが、学童保育にはいすれもない。子どもを受け入れ、安全・衛生

が確保できない。

受入れ状況を心配して、子どもを休ませる家庭もあるが、「子どもに留守番できる力はある

て、わずかな時間留守番すること、一日ひとりであることは全く違う。保護者や子どもにとって学童保育を休むことは本意ではない。放置されることは権利侵害になってしまう。今の制度がいかに

にせい弱かが、今回のことで露呈した。」と迫りました。

厚労省もそのことは否定できませんでした。

いすれにせよ、今の政府方針では、とても足りないこと、現物支給については一刻も早く、ということを念押ししました。

(事務局長 田村一志)

\*1

### 新型コロナウイルスに関する対応について

- 児童数の増減で、補助金の減額がないように。  
(回答) 一番大きい単価になるようにしたい。
- 小学校の臨時休業に伴う財政措置の増額を。  
(回答) まだ、変わる場合もある。これから要綱を作る。補助対象日は、休校に入った日から春休みに入る前日まで。
- この補助に、開所した時間は関係するか？  
(回答) 2時間でも4時間でも単価は同じ。また、年度内に執行できるようにする。
- 臨時休校期間の保護者負担は？  
(回答) (保護者負担は) 取らないでほしい。上記の補助金を二重取りになってしまうため。
- マスク、消毒液などの現物支給を。  
(回答) 早急に検討したい。
- この期間、職員配置などの基準は？  
(回答) 緩和することは考えていない。基準通りで対応を。